

飼料検査依頼要領

(昭和53年3月17日 決裁)

最終改正 令和4年12月23日

この要領は、公益財団法人競走馬理化学研究所（以下「研究所」という。）が定める公益財団法人競走馬理化学研究所馬の飼料検査受託規程（平成30年理事長達第14号。以下「受託規程」という。）に規定する馬に与える飼料の薬物検査依頼（以下「検査依頼」という。）の手続き、飼料の識別情報、検査成績の通知その他飼料検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 飼料検査依頼書の記入について

- (1) 検査依頼は、様式第1に定める飼料検査依頼書（以下「依頼書」という。）により行う。
- (2) 日付欄には、依頼書の作成日を記入する。
- (3) 依頼者が法人の場合は、依頼者欄に法人名、住所欄に所在地を記入する。担当者欄には、依頼書及び検体に関する照会に応じ得る者の氏名を記入し、電話番号、FAX番号、E-mail（以下「連絡先」という。）の各欄には、担当者の連絡先を記入する。依頼者が個人の場合は、氏名、住所、連絡先を記入し、担当者欄は空欄とする。
- (4) 検査番号欄には、記入しないこと。
- (5) 品名コード欄には、検査依頼に当たり、研究所が発行する品名コードを記入する。
- (6) 品名（仕様）欄には、品名及び仕様（流通時の包装を施された状態での内容量）を記入する。
- (7) 製造番号欄には、連続して同じ原材料及び製造工場の機械を用いて製造した単位の番号（以下「製造番号」という。）を記入する。
- (8) 提出数量欄には、検査依頼のため提出する検体の数量を記入する。
- (9) 馬に対する1日の最大使用量欄には、検体の通常の給与方法による1日当たりの最大給与量を記入する。
- (10) 検体の返却欄は、検査が終了した検体の返却について該当する項目にチェックする。返送に係る配送料等の経費は依頼者が負担する。
- (11) 検査依頼に当たっての留意事項欄は、記載する各事項に同意又は誓約のうえ、チェックして依頼する。
- (12) 特記事項欄には、依頼する検査が受託規程第6条第2項の規定により薬物の一部について検査を省略する場合には、検査を実施する薬物名又は検査を省略する薬物名等の指示する内容について記入する。

2 検体について

検査依頼のため提出する検体は、次の各条件を備えているものとする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 検体は、製造又は販売を目的とするものとする。
- (2) 検体は、原則として、流通時の包装を施した状態で未開封のままとする。ただし、依頼者により包装された検体が小分けされ、当該小分けされた検体が検体の一部であることを証する書類が添えられているときは、この限りでない。
- (3) 検体は、原則として、製造番号が明記されたものとする。
- (4) 検体は、受託規程別表に定める薬物が含有されていないものとする。

- (5) 検体の提出量は、原則として、馬の1日当たりの最大使用量の5倍以上とする。ただし、1日当たりの最大使用量が4g又は4mL未満の場合は、20g又は20mL以上とする。
- (6) 検体の提出は、依頼者が研究所に搬入するか、又は汚染防止及び変質、腐敗防止に留意して輸送機関に委託し、研究所に送付する。

3 検体等の点検について

- (1) 検体等の点検は、依頼者側担当者は搬送又は送付するとき、検体受付確認者は受付したとき、それぞれ次の事項について行う。
 - ア 依頼書の点検
 - イ 検体各個の点検及び依頼書記載事項との照合
- (2) 検体受付確認者は、検体受付確認欄に検体等を確認した日時を記録し、確認の証として、署名するものとする。

4 識別情報について

受託規程第6条第1項に規定する検体の識別情報は、次のとおりとする。

- (1) 品名（仕様）
- (2) 製造元
- (3) 発売元、販売元又は輸入元
- (4) 製造番号

5 飼料検査成績通知書について

受託規程第7条に規定する検査成績通知書の様式は、様式第2のとおりとする。

6 暴力団等反社会的勢力の排除

依頼者は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力若しくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないことを表明し、現在及び将来において次の各号に該当していることを保証しなければならない。この保証に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるときは、研究所は検査を受託しないものとする。

- (1) 役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含む。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者（以下「暴力団関係者」という。）がいないこと。
- (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下これら三者を「暴力団等」と総称する。）が経営に関与していないこと。
- (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資等便益を受けていないこと。
- (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給等便益を供与していないこと。
- (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際等社会的に非難されるべき関係を一切有していないこと。

飼料検査依頼要領

様式第 1 (第 1 項第 1 号関係)

飼料検査依頼書

年 月 日

公益財団法人競走馬理化学研究所
理 事 長 殿

依 頼 者
住 所
担 当 者
電 話 番 号
FAX 番 号
E-mail

下記のとおり飼料検査を依頼します。

記

検体： 該当する項目に☑してください

※ 検査 番号	品 名 コード	品名 (仕様)	製造番号	提出数量	馬に対する 1日の最大 使 用 量
検体の返却		<input type="checkbox"/> 返却不要 <input type="checkbox"/> 着払いによる返却 <input type="checkbox"/> 来所による返却 返却に係る送料等の経費はご依頼者負担となります。			
依頼に当たっての留意事項 次の事項に同意します (同意する場合に☑してください。) <input type="checkbox"/> 公益財団法人競走馬理化学研究所馬の飼料検査受託規程の記載事項を承諾すること。 <input type="checkbox"/> 検体及び検体に係る情報に瑕疵がある場合、検査成績について公益財団法人競走馬理化学研究所は一切の責任を負わないこと。 次の事項を誓約します (誓約する場合に☑してください。) <input type="checkbox"/> 飼料検査依頼要領第 6 項に規定する反社会的勢力でないこと並びに現在及び将来において同項第 1 号から第 5 号の規定に該当していること。 <input type="checkbox"/> 上記の製造番号の商品は、競馬主催者の施設内において「流通していない」こと。					
特記事項					
※検体受付確認 年 月 日 時 分 確認者					

※欄は記入しないでください。

様式第2（第5項関係）

殿

公益財団法人競走馬理化学研究所
理事長 印

飼料検査成績通知書

公益財団法人競走馬理化学研究所馬の飼料検査受託規程第7条の規定により次のとおり通知します。

成績通知書ID
発行日
検査依頼日
検査受付日
検体数

検査法

公益財団法人競走馬理化学研究所馬の飼料検査受託規程第2条に示す検査法により検査を行った。

品名コード	品名（仕様）	製造番号	検査成績	備考

検体及び検体に係る情報に瑕疵がある場合、検査成績について、公益財団法人競走馬理化学研究所は一切の責任を負いません。

備考

附 則

この要領は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則 (昭和61年3月3日 決裁)

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日 決裁)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月26日 決裁)

この要領は、平成10年1月1日から施行し、同日以後受託する医薬品等薬物検査から適用する。

附 則 (平成11年11月10日 理事長達第18号)

この通達は、平成12年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日 理事長達第1号)

この通達は、平成17年4月1日から施行し、同日以後受託する医薬品等薬物検査から適用する。

附 則 (平成19年5月24日 理事長達第1号)

この通達は、平成19年5月24日から施行し、平成19年5月1日以後受託する医薬品等薬物検査から適用する。

附 則 (平成19年12月21日 理事長達第11号)

この通達は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月13日 理事長達第12号)

この通達は、平成23年6月13日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則 (平成24年12月5日 理事長達第17号)

この通達は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月1日 決裁)

この内規は、令和元年11月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日 決裁)

この内規は、令和5年1月1日から施行する。